

オランダ人元捕虜・民間抑留者賠償請求事件一審判決
事実認定

(東京地裁1998年11月30日判決より)

[→戦争・植民地被害者の被害事実―戦後補償裁判の記録から](#)

[→HOME](#)

(8) 原告

プローク

ア 原告

プローク（以下「原告プローク」

グ」という。）は、一九二三年一月一四日出生し、一九四二年三月当時、高校を卒業したばかりであった。

そのころ収容が始まり、原告プロークは、母親及び姉弟とともに車の展示場に閉じこめられた後、スマランにあるハルマヘイラ収容所、その後クラマツト収容所にそれぞれ収容された。原告プロークは、右のいずれの収容所においても、炎天下の中で点呼やお辞儀を数時間も強制され、軍靴で蹴られるなどの暴行を受けた。また、食料及び医療品は不足していた。

原告プロークは、マツクジラブリイのたばこ会社で働くと言わ

ていたにもかかわらず、スマランのクラブで慰安婦として強制売春をさせられた。そのため、原告プログは、性病に罹患してしまい、オランダ本国に帰国後、その治癒に一年間の期間を要した。

原告プログは、一九四五年八月一五日、バタヴィアのクラマツト収容所から解放された。しかし、原告プログの家族は、インドネシアでの家も店もその他あらゆる財産を失い、原告プログの父も殺されてしまっていた。

原告プログが収容されたスラマン（ハルマヘイラ）抑留所は、モロタイ臨時軍法会議法廷において、戦争犯罪で断罪されており、原告プログが戦争犯罪行為の犠牲者であることは明らかである。

イ 原告プログに対する本件加害行為のうち、非人道的な取扱、強制

労働に従事させたこと、虐待をしたこと、特にスマランにおいて慰安婦として使役したことは、ヘーグ陸戦規則四六条一項に違反する。